

子どもの権利条約

一子どもの権利について、日本が世界の国々に対して
約束したこと一

1989年11月20日 国連総会で採択

(定者吉人の訳 2019.11.5)

前文(略)

第1条

18歳になるまでの人を、子どもという。

第2条

日本は、
どの子どもにも、この条約が定める権利を尊重し、その権利を確かに守る。
子どもは、人種が違ふとか、肌の色が違ふとか、男であるとか女であるとか、言葉が違ふとか、宗教が違ふとか、意見が違ふとか、出身がどうとか、障がいがあるとかないとか、両親が結婚しているとかいないとか、両親の意見がどうだとか、そんな理由で差別されない。
また、そのほかのどんな理由によっても、子どもは差別されない。

第3条

日本が、子どもに関して、法律を作ったり、法律を実行したり、裁判をしたりするときは、子どもにとって一番いいことは何かをいつも考えなくてはいけない。

第4条

日本は、
この条約で決められた子どもの権利が、本当に

日本の国で実現されるよう、あらゆる方法を実行する。

第5条

日本は、子どもが、この条約で決められた権利を主張し、実行しようとするときに、子どもの親が、子どもに指示したり、指導したりする権利を認め、それを尊重する。

第6条

すべての子どもには、生きる権利がある。
日本は、子どもの生存と発達を、全力をあげて、確かに守る。

第7条

子どもは、生まれると同時に、名前と国籍を持つ権利がある。
また、両親を知り、両親によって育てられる権利を持つ。

第8条

子どもは、国籍や名前や親族関係など、自分が自分であるしるしを、大切にされる。

第9条

子どもは、その父母が反対する場合は、その父母から引き離されない。(宣言付き)
ただし、父母がその子のこころやからだを痛めつけたり、食事もさせないで放ったらかしにするような場合は、別である。

第 10 条

引き離された家族がひとつになるために、子どもや父母が、日本に入国したり、日本から出国することを申し出たときは、日本は、それがかなうように、人道的にすばやく行動する。(宣言付き)

第 11 条

日本は、子どもが不法に国外に連れ出されたり、不法に日本に帰れないことがないようにする。

第 12 条

子どもは、自分に関係がある、あらゆることについて、自分の思いや願いを述べる権利がある。

子どもの思いや願いは、子どもの年齢や成長に応じて、十分に尊重される。

子ども、ことに、裁判所での手続や行政機関(政府や地方自治体)での手続において、子どもは、自らまたは代弁者を通じて自分の思いや願いを述べる機会を与えられる。

第 13 条

子どもには、表現の自由がある。
どんな情報であっても、それを受け取る権利があるし、どんな情報であっても、それを他の人に伝える権利がある。

第 14 条

子どもには、心の中で何を正しいと考え、何を信じるかについての自由がある。

第 15 条

子どもには、同じ考えの者たちでグループを作ったり、平穏に集会したりする自由がある。

第 16 条

子どもには、プライバシーを持つ権利がある。
子どもは、そのプライバシーを不法に干渉されず、その名誉を不法に侵害されない。

第 17 条

日本は、子どもの成長にとって、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのマスメディアが、いい意味でも悪い意味でも、大きな影響を与えることをよく承知する。

日本は、子どもが、国内はもちろん国外からも、いろいろな情報を手に入れることができるようにする。

第 18 条

子どもを育てるのは、その子の父と母との共同の責任である。日本は、この考えが広く行き渡るように、最善の努力を行う。

父と母が、子どもを育てるときには、子どもにとって一番いいことは何かをいつも考えなくてはいけない。

日本は、父母が子どもを育てる責任を十分に果たすことができるよう、必要な援助を行う。

第 19 条

子どもは、保護者やその他の人からケアを受けている間、あらゆる暴力、ネグレクト、不適切な取り扱い、搾取を受けてはならず、日本は、子どもを保護するために、あらゆる方法を行う。

第 20 条

一時的または永続的に家庭環境を奪われた場合、またはその家庭環境にとどまることが子どもの最善の利益に反する場合、子どもは、国による特別の保護と援助を求める権利がある。

第 21 条

子どもを養子にする制度は、何よりも子どもにとって一番よいものであるように、作られなくてはならない。

第 22 条

子どもが難民である場合、日本は、その子の、難民としての権利を守り、人道的援助を行う。

第 23 条

障がいがある子どもは、人としての尊厳を確保し、自立をし社会へ積極的に参加でき、十分に満ち足りた生活を楽しむことができるよう、特別の支援を求める権利がある。

第 24 条

子どもは、最高水準の健康的な生活を楽しむ権利、病気になったときは治療をしてもらい、健康を回復する権利を持っている。

第 25 条

病気の治療などの理由で、施設に入れられた子どもには、その権利が守られているかどうかを定期的にチェックしてもらう権利がある。

第 26 条

子どもには、社会保障を受ける権利がある。

第 27 条

すべての子どもには、からだや心、社会で生活する能力などが成長発達するために必要で十分な環境が保障される。

第 28 条

子どもは、教育を求める権利を持っている。子どもが学校で従うべきとされるルールや指示は、子どもの、人としての尊厳に反するものであってはならないし、この条約で定められた子どもの権利に反するものであってはならない。

第 29 条 1

子どもの教育は、次のことをめざして行う。それぞれの子どもが持ついろんな力を、いっぱいにのばす。だれもが人として大切にされる権利を持っていること、そして自由に生きる権利を持っていることを、理解し尊重する気持ちを育てる。自分たちの文化、文明を尊重し、同時に、他の文化、文明も尊重する気持ちを育てる。人は互いに認め合い、平和に、寛容に、男女平等に、生きるべきだ、との精神をしっかりと身につけて、自由な社会の中で責任ある生

活ができる人になる。

自然を尊重する気持ちを育てる。

第 29 条 2

誰でも、子どもの教育のために、学校を作り運営する自由がある。

そこでの教育は、ここで述べた教育の目的に沿っている必要があるし、日本が決めたまりにならなければならない必要があるが、日本が決めるきまりは最小限のものでなくてはならない。

第 30 条

日本は、少数民族や先住民族の子どもが、日本において、自分たちの文化や宗教を持ち、自分たちの言葉を使うことを尊重する。

第 31 条

子どもにはゆつくりと休む権利、遊んだり、レクリエーションをする権利、文化的な生活や芸術に親しむ権利がある。

第 32 条

子どもは、他の人のお金もうけの手段としてこきつかわれたり、危険な労働や、教育の妨げとなる労働や、有害な労働をさせられたりしない権利がある。

第 33 条

日本は、子どもを麻薬から保護するために、あらゆる方法をとる。

第 34 条

日本は、子どもが他の人の性的欲望の手段としてこきつかわれたり、ひどいめにあわされたりしないようにする。

第 35 条

日本は、子どもが誘拐されたり、売買されたりしないように、他の国と協力をする。

第 36 条

日本は、これ以外の、どんなものであっても、子どもが他の人の欲望の手段として、こきつかわれたり、ひどいめにあわされたりしないように、子どもを保護する。

第 37 条

どんな子どもも、警察などによって、ひどい取り扱いを受けない。またひどい刑罰を受けない。法律によらずに、自由を奪われない。たとえ法律によって、子どもの自由を奪うときも、一番最後の方法として、一番短い期間だけ、それをする事ができる。

自由を奪われたすべての子どもは、人として大切に、またその年齢にふさわしく扱われる。自由を奪われたすべての子どもは、成人とは分離されて生活する。(留保付き)

自由を奪われた子どもは、すぐに弁護士に助けを求め、裁判所で、それが法律に反するものでないかどうかを、すばやく判断してもらう権利がある。

第 38 条

日本は、戦争のとき、国際人道法に定められているとおりに、子どもを扱う。また、15 歳になっていない子どもを、戦争に参加させない。

第 39 条

日本は、ひどい扱いを受けたり、刑罰や戦争などによってからだやこころが傷ついた子どもがいるときは、その子が、回復し、社会の中で生きていけるように、一生懸命努力する。

第 40 条 1

事件を起こしたといわれて捜査や裁判を受けている子どもはその手続において、裁判の結果事件を起こしたとされた子どもはその処分において、人間の尊厳や価値に気がつくことができるような扱い、その子の年齢にふさわしい扱い、そしてまたその子が社会に戻って建設的な役割を果たすことができる人になるよう考えられた扱いを受ける権利がある。

第 40 条 2

裁判所でいま手続を受けている子どもには、次の権利がある。

法律に決められた手続で有罪と証明されるまでは、無罪と考える権利。

自分のどんな行為が問題となっているのかを、すぐに知らされ、弁護士の援助を受ける権利。自分がやったと言えと強制されず、不利な証人に対しても有利な証人に対しても、十分に質問をする権利。

有罪とされた場合は、上級の裁判所で裁判をやりなおしてもらう権利。

第 41 条

この条約よりも、いつそう子どものためになる法律や条約が日本にある場合は、そのほうを優先する。

第 42 条

日本は、この条約の中心となる考え方や条文を、大人にも子どもにも、広く知らせることを、約束する。

第 43 条

この条約に定められた子どもの権利が各国で実現されるために、国連子どもの委員会を設置する。

第 44 条

日本は、以下の期限内に、日本で子どもの権利条約の実現がどれだけ進んだかを、国連子どもの委員会に報告し審査を受ける。

(1) 最初は子どもの権利条約を守ると約束した年から2年以内

(2) その後は5年ごと

以下(略)